

参考資料

平成 30 年第 4 回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 3）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その3)

議案第 156 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 1

<議案第 156 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>○堺市職員の給与に関する条例 （初任給調整手当）</p> <p>第15条 医療に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,300円</u>を超えない範囲内の額を、規則で定めるところにより、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（管理職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額</p>	<p>○堺市職員の給与に関する条例 （初任給調整手当）</p> <p>第15条 医療に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,600円</u>を超えない範囲内の額を、規則で定めるところにより、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額</p>

<p>(5) 試験の得点の合計を満点率に換算し、満点率に換算された得点に 乗じて得た総額</p> <p>に100分の42.5 (管理職員にあっては、100分の52.5) を乗じて得た総額</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>(5) 試験の得点の合計を満点率に換算し、満点率に換算された得点に 乗じて得た総額</p> <p>に100分の47.5 (管理職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た総額</p> <p>3~5 (略)</p>
<p>3~5 (略)</p>	<p>3~5 (略)</p>

※本試験の得点に換算された得点 (100分の42.5 (管理職員にあっては、100分の52.5)) を乗じて得た総額 (略) である。
<試験日 1月1日 試験時間 午前9時30分~午後5時30分>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（第24条において「管理職員」という。）<u>にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、当該退職若しくは失職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあつた者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の130</u>を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（第24条においてこれらを「管理職員」という。）<u>にあつては100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、当該退職若しくは失職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあつた者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た総額

3～5 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た総額

3～5 (略)

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）																																
<p>第7条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条から第10条までの規定において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>第7条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条から第10条までの規定において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,200</td></tr> <tr><td>2</td><td>425,700</td></tr> <tr><td>3</td><td>478,800</td></tr> <tr><td>4</td><td>543,600</td></tr> <tr><td>5</td><td>620,700</td></tr> <tr><td>6</td><td>724,300</td></tr> <tr><td>7</td><td>847,400</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	376,200	2	425,700	3	478,800	4	543,600	5	620,700	6	724,300	7	847,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,500</td></tr> <tr><td>2</td><td>426,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>479,100</td></tr> <tr><td>4</td><td>543,900</td></tr> <tr><td>5</td><td>621,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>724,600</td></tr> <tr><td>7</td><td>847,700</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	376,500	2	426,000	3	479,100	4	543,900	5	621,000	6	724,600	7	847,700
号給	給料月額（円）																																
1	376,200																																
2	425,700																																
3	478,800																																
4	543,600																																
5	620,700																																
6	724,300																																
7	847,400																																
号給	給料月額（円）																																
1	376,500																																
2	426,000																																
3	479,100																																
4	543,900																																
5	621,000																																
6	724,600																																
7	847,700																																
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>																																
<p>第8条（略）</p>	<p>第8条（略）</p>																																
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある</p>																																

者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第9条（略）

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の

者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第9条（略）

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の

規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第2条第2項中「、6月に支給する場合にあつては100分の122.5を、12月に支給する場合にあつては100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第2条第2項中「、6月に支給する場合にあつては100分の122.5を、12月に支給する場合にあつては100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>
<p>第9条（略）</p>	<p>第9条（略）</p>

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>（勤勉手当）</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（管理職員については、<u>100</u></p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（管理職員については、<u>100</u></p>

<p>分の110) を乗じて得た総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の4 2.5 を乗じて得た総額</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>分の115) を乗じて得た総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の4 7.5 を乗じて得た総額</p> <p>3~5 (略)</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（次条第2項第1号において「管理職員」という。）については、<u>6月に支給する場合にあっては100分の102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中であつた者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じ</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの<u>並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの</u>（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中であつた者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p>

て得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、

失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の95 (管理職員については、100分の115) を乗じて得た総額

(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 を乗じて得た総額

3～5 (略)

失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の92.5 (管理職員については、100分の112.5) を乗じて得た総額

(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45 (管理職員については、100分の55) を乗じて得た総額

3～5 (略)

堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第41号）新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正後（案）
<p>（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）</p> <p>第3条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第22条第2項中「次条第2項第1号において」を「以下」に改める。</u></p> <p>附則に次の1項を加える。</p> <p>（<u>管理職員等の昇給に関する特例</u>）</p> <p>6 <u>管理職員及び教育職員（特定教育職員を除く。）</u>に係る第5条の規定の適用については、当分の間、同条第4項中「勤務成績」とあるのは「勤務の状況及びその者の同日前における直近の人事評価の結果（次項及び第6項においてこれらを「勤務成績」という。）」と、同条第5項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した」とあるのは「勤務成績が良好である」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「前項」と、「職員については」とあるのは「職員の昇給については」と、「当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする」とする。</p>	<p>（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）</p> <p>第3条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の1項を加える。</p> <p>（<u>管理職員の昇給に関する特例</u>）</p> <p>6 管理職員に係る第5条の規定の適用については、当分の間、同条第4項中「勤務成績」とあるのは「勤務の状況及びその者の同日前における直近の人事評価の結果（次項及び第6項においてこれらを「勤務成績」という。）」と、同条第5項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した」とあるのは「勤務成績が良好である」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「前項」と、「職員については」とあるのは「職員の昇給については」と、「当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする」とする。</p>

**平成 30 年第 4 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

平成 30 年 11 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-18-0087

